

# 令和6年度 高点数個別指導対象限定し再開

厚労省は1月26日、地方厚生局に対し、「令和6年度における指導監査等について」の事務連絡を发出した。

指導大綱では、個別指導は「前回の個別指導結果が再指導だったもの」や、「情報等によるもの」、「レセプト1件当たりの点数の高い医療機関(高点数医療機関)」等を対象とし、毎年度保健医療機関の4%に対して実施することとされている。

厚労省は、新型コロナの影響を踏まえ、令和3年度から令和5年度においては、個別指導は実施するが高点数医療機関に対する個別指導は実施しない方針を示してきたが、令和6年度の個別指導は指導大綱通り実施するとし、高点数医療機関に対する個別指導

が再開されることとなった。

ただし、高点数を理由とする個別指導の選定については、新型コロナの診療により高点数となった医療機関への影響を考慮し、①令和4年度に集団的個別指導を受け、令和5年度も高点数に該当する、②令和元年に集団的個別指導を受け、令和3年度に高点数を理由とした個別指導に該当していた、の①②をどちらにも該当する医療機関が選定の対象となる。

また、診療報酬改定の年はこれまで、改定の影響を考慮し、原則4月の実施はされていなかったが、2024年度は6月改訂のため、4月から指導を実施する方針が示された。

## 事務連絡「令和6年度の指導・監査等について」より抜粋

- 1. 集団指導**：eラーニングによる実施を原則とするが、地域の実情に応じ、集合形式での開催も可能とする。
- 2. 個別指導**：指導大綱どおり実施する。  
ただし、令和4年度に集団的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和5年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する場合は、令和6年度の個別指導の対象となるが、令和5年度における新型コロナの影響を考慮し、令和6年度においては、対象となる保険医療機関等の数の上位より概半数程度(最大で保険医療機関等数の4%程度)を選定の上、実施に当たっては、令和元年度に集団的個別指導を実施し、かつ令和3年度に高点数を理由とする個別指導の対象に該当していた保険医療機関等を実施対象とする。
- 3. その他**：指導計画については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月に施行されることに伴い、年度当初からの指導実施を考慮すること。

# 理事会便り

## 1/23 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30～21:00 出席役員：宮沢会長、池上、市川、奥山、林(春)、三田各副会長、布山、宮下、山崎、米田各理事、議長：市川副会長

### ■報告・承認事項

- 12月度理事会の議事要録、12、1月会務報告、11月度会計報告を承認。
- 佐久地区社保協への会費について、

## 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の内科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介。1/1～1/31間は内科2件、歯科1件。(氏名敬称略)

昨年同様の協力を承認。

3. 社保協総会について、例年通り宮沢会長を社保協代表に、原事務局長を社保協事務局次長に推薦することを承認。
4. 保団連診療報酬改定作業に関して保団連と出向契約を結ぶことを承認。

### ■協議事項

1. 医療情勢について…オンライン資格確認、オンライン請求に関わる問題をよりクローズアップするよう保団連に働きかけることとした。◇診療報酬改定のこれまでの議論の整理とパブリックコメントの提出について事務局より報告し意見交換を行った。長期収載医薬品と後発品の差額徴収中止を求める保団連提起の署名を実施することとした。
2. 能登半島地震について…長野協会会員に対して、保団連で実施している救済基金に集約する形で案内することとした。◇長野協会から被災協会への

## 休業保障にご加入の先生へ

休業される際は、まずは保険医協会へ状況をお知らせください。必要書類のご説明などをさせていただきます。

(☎026-226-0086)

Q. 病気で休業することになりましたが、必要書類は何ですか。

A. 加入者本人に記載して頂く状況報告書と主治医による医療証明書です(勤務医の先生については勤務先医療機関からの休業証明書が併せて必要となります)。状況報告書については1

通ですが、医療証明書については、複数医療機関を受診された場合は原則として医療機関毎の医療証明書が必要になります。

また、県保険医協会では「保険医休業保障共済保険」と「開業医共済休業保障制度」の2制度の取扱いがあるため、両制度へご請求の場合は制度ごとに書類が必要となりますことをご了承下さい。なお、ご請求は月単位(数カ月分まとめての請求も可)もしくは復業後一括でご請求ください。

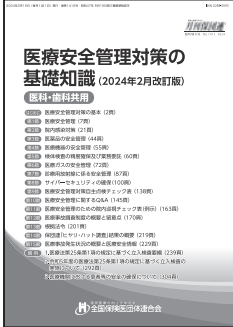


### 書籍案内

#### 医療安全管理対策の基礎知識 (2024年2月改訂版)

A4版 約320頁 / 発行: 全国保険医団体連合会  
会員価格 2,100円 (定価 3,000円)  
発刊 2024年2月15日

医療法で定められた「医療安全管理体制の確保」に必要な要件をわかりやすく解説。各種指針や報告書・手順書等の例示も掲載。今次改訂版では「サイバーセキュリティ対策の確保」を新規に掲載。開業医会員には全国紙2/15号に同封し配布済。追加注文は協会(Tel026-226-0086)まで。



## 経営 電話相談



電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

- ◆平日の受付時間  
10:00～12:00、13:00～16:00
- ◆受付電話 0269-33-3265  
(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



支援金については、石川30万円、富山・新潟に10万円ずつとした。

3. 第45回定期総会の準備…議案書については2月理事会で最終決定すること、発送等の関係から2月理事会は2月14日までに開催することが確認された。◇役員については1名辞退を除き継続が確認された。

### 保険料の振替日変更について

グループ保険の保険料を八十二銀行で振替をしております先生につきまして、3月分が請求手続きの誤りにより2月26日に振替を行うことができませんでした。つきましては、2月27日に振替を行いますことをご了承ください。

### 長野県保険医協会の会員数

1,315名(内科735名、歯科580名)  
2月1日現在

# 活動日誌

- 1/21 歯のなんでも電話相談
- 1/25 保団連北信越ブロック事務局長会議
- 1/26 保団連医科改訂作業打ち合わせ会議
- 1/27～28 保団連定期大会
- 1/31 総務委員会
- 2/2 社保協事務局会議 / 福祉医療給付の改善をすすめる会
- 2/8 保団連厚労省レク / 保険でより良い歯科医療を全国連絡会世話人会
- 2/9 社保協運営委員会 / 社保協国保部会
- 2/11 保団連理事会
- 2/13 歯科部会
- 2/15 国会行動

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
医療法人あい友会 あい長野クリニック	内 外 老年内科 緩和ケア内科	381-0012	長野市大字柳原1471番地1	026-217-7705	医療法人あい友会理事長 野末 睦・袖山 治嗣	1	無	令和6年2月1日
博愛こばやし眼科 長野院	眼	381-2211	長野市稲里町下水鮑488	026-285-9939	医療法人社団 雅和会理事長 小林 一博・田村 和樹	2	無	令和6年2月1日
Kobayashi Dental Clinic	歯 小歯 歯外	382-0055	須坂市大字中島931番地	026-214-5842	小林 弘樹	1	無	令和6年2月1日

※1 診療科名は略記載。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。